十一　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用する場合

４の八の規定は、テキサスホールデムボーナスに係るディーラー操作式電子テーブルゲームシステムを使用する場合について準用する。この場合において、同八中「第三の４」とあるのは「第三の６」と、「七イの⑴、⑵及び⑻並びにロ」とあるのは「６十イの⑴、⑵及び⒀、同十のロにおいて準用する４七のロ」と、「九」とあるのは「６の十二」と、同八のイ中「一」とあるのは「６の一」と、同八のロ中「二のイ、ロ及びニ、三並びに五のイ」とあるのは「６二のイ、ロ（６の九において読み替えて適用する場合を含む。）及びニ、６の三並びに６七のイ」と、「二のニ」とあるのは「６二のニ」と、同八のハ中「二のロ、四のロ及び六」とあるのは「６の一、６二のロ（６九のイにおいて読み替えて適用する場合を含む。）、６四のイ、６五イの⑵（６の六において読み替えて準用する場合を含む。）及び６の八」と、同八のニ中「四のイ及び六のイ」とあるのは「６四イの⑴、６八のイ及びニ並びに６九のニ」と読み替えるものとする。

十二　電子テーブルゲームシステム等を使用する場合

４の九の規定は、テキサスホールデムボーナスに係る電子テーブルゲームシステム等を使用する場合について準用する。この場合において、同九中「二ハの⑴」とあるのは「６二ハの⑴」と、「それら」とあるのは「６九のイに規定する賭け」と、「第三の４」とあるのは「第三の６」と、「七及び八」とあるのは「６十のイ、同十のロにおいて準用する４七のロ及びハ並びに６の十一において準用する４の八」と、同九のイ中「八のイ」とあるのは「６の十一において準用する４八のイ」と、同九のロ中「二から六」とあるのは「６の二から九」と、同九のハ中「三、四及び五のイ」とあるのは「６の四、６五のロ（６の六において読み替えて準用する場合を含む。）並びに６七のイ及びロ」と、「八」とあるのは「６の十一において準用する４八」と読み替えるものとする。

十三　ディーラー操作式電子テーブルゲームシステム又は電子テーブルゲームシステム等に係る不適切な事象に対する措置

４の十の規定は、テキサスホールデムボーナスに係るディーラー操作式電子テーブルゲームシステム又は電子テーブルゲームシステム等に係る不適切な事象に対する措置について準用する。この場合において、同十のイ中「八又は九」とあるのは「６の十一又は６の十二」と、「第三の４」とあるのは「第三の６」と、同イのただし書中「五のイ」とあるのは「６七のイ」と読み替えるものとする。

７　ミシシッピスタッドポーカーの方法は、第三の１から３までに定めるところによるほか、次に定めるとおりとする。

一　レイアウト

レイアウトは、賭けに対応する区画並びに第３ストリート、第４ストリート及び第５ストリートに係る区画並びに当該区画を表す名称又は意匠が、業務方法書に記載されたレイアウトの図面に従って表示されたものとする。

二　賭けの受付

イ　賭けの受付は、ディーラーが賭けの受付を開始する旨を宣言することによって始まる。

ロ　顧客は、ディーラーが賭けの受付を終了する旨を宣言するまでの間に、レイアウト上の賭けに対応する区画に賭金を置くことで、賭金を置いた区画に対応する賭けに参加することができる。

ハ　ロの区画は、顧客に配布された２枚のトランプ及び三の規定によりテーブルの中央に配布された３枚のトランプ（以下この７において「コミュニティカード」という。）を合わせた５枚のトランプの手役（以下この７において「顧客の手役」という。）が、Ｊのトランプのペアを含むワンペア又はこれより強い手役となることに対する賭け（以下この７において「アンティ」という。）に対応するものとする。

ニ　ディーラーは、顧客の賭けの状況を勘案して、賭けの受付を終了する旨を宣言する。

三　トランプの配布

賭けに参加する顧客が１人以上いる場合、ディーラーは、賭けの受付を終了する旨を宣言した後、賭けに参加している顧客に対して、それぞれ２枚のトランプを裏面を上面として配布し、テーブルの中央に３枚のトランプを裏面を上面として配布する。

四　顧客の１回目の選択

イ　顧客は、自身に配布されたトランプを確認し、次の⑴又は⑵に掲げる行為を選択し、当該選択に応じて、それぞれ当該⑴又は⑵に定める処理を行う。

⑴　フォールド　顧客は、自身に配布されたトランプをテーブル上に裏面を上面として置く。このとき、当該トランプ及び当該顧客の賭金はディーラーにより回収される。

⑵　賭けを続けること。　顧客は、レイアウト上の第３ストリートに係る区画に、アンティに対応する区画に置かれた賭金に相当する額又はその２倍若しくは３倍に相当する額の賭金を置く。

ロ　全ての顧客がイに規定する処理を行った後、ディーラーは、コミュニティカードのうち１枚を表向きにする。

五　顧客の２回目の選択

四の規定は、顧客の２回目の選択について準用する。この場合において、四のイ中「顧客は、自身に配布されたトランプを確認し」とあるのは「四イの⑵に定める処理を行った顧客は」と、同イの⑵中「第３ストリート」とあるのは「第４ストリート」と、四のロ中「全て」とあるのは「四イの⑵に定める処理を行った全て」と、「ディーラーは、」とあるのは「ディーラーは、裏向きの」と読み替えるものとする。

六　顧客の３回目の選択

四の規定は、顧客の３回目の選択について準用する。この場合において、四のイ中「顧客は、自身に配布されたトランプを確認し」とあるのは「五において準用する四イの⑵に定める処理を行った顧客は」と、同イの⑵中「第３ストリート」とあるのは「第５ストリート」と、四のロ中「全て」とあるのは「五において準用する四イの⑵に定める処理を行った全て」と、「ディーラーは、」とあるのは「ディーラーは、裏向きの」と、「のうち１枚を表向き」とあるのは「を表向き」と読み替えるものとする。

七　勝敗の決定

イ　ディーラーは、六において準用する四イの⑵に定める処理を行った各顧客に配布されたトランプを表向きにし、顧客の手役を確認する。

ロ　アンティに参加した顧客（フォールドを行った顧客を除く。）は、当該顧客の手役が、Ｊのトランプのペアを含むワンペア又はこれより強い手役である場合に当該賭けについて勝ちとなり、５のトランプのペアを含むワンペア又はこれより弱い手役である場合に当該賭けについて負けとなり、６から10までのトランプのペアを含むワンペアである場合に当該賭けについて引分けとなる。

八　賭金の回収及び勝金の支払

イ　ディーラーは、負けとなった賭けに係る賭金を回収し、勝ちとなった顧客に対し、算出された額の勝金を支払う。

ロ　勝金額は、次の⑴から⑼までに掲げる顧客の手役の区分に応じ、アンティに対応する区画並びに第３ストリート、第４ストリート及び第５ストリートに係る区画に置かれた賭金に対して、それぞれ当該⑴から⑼までに定めるオッズにより算出する。

⑴　ロイヤルフラッシュ　500対１
⑵　ストレートフラッシュ　100対１
⑶　フォーオブアカインド　40対１
⑷　フルハウス　10対１
⑸　フラッシュ　６対１
⑹　ストレート　４対１
⑺　スリーオブアカインド　３対１
⑻　ツーペア　２対１
⑼　Ｊ、Ｑ、Ｋ又はＡのトランプのペアを含むワンペア　１対１